平成２１年（フ）第１８３７号
愛知県海部郡甚目寺町大字西今宿字郷内一75番地
破産者　有限会社丸俊運輸
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１９８０号
名古屋市緑区大高町己新田14番１
破産者　渡辺運送有限会社
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２３７６号
愛知県小牧市大字三ツ渕408番地の５
破産者　加藤建築有限会社
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６０１２号
大阪市北区西天満６丁目２番16号
破産者　株式会社クラウンエステート
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６０１３号
大阪市北区西天満６丁目２番16号
破産者　株式会社クラウンインターナショナル
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６４１８号
大阪市中央区南船場３丁目２番22号麻綱ビル
破産者　株式会社ビーエイド
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８３５３号
大阪市平野区平野南１丁目12番25号
破産者　合同会社Ｓｈｏ－Ｌｉｍｐｉａ
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８７３２号
大阪市阿倍野区松崎町４丁目11―23―504号
破産者　株式会社イリス
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９４４号
兵庫県尼崎市東園田町５丁目140番１号
破産者　株式会社ブラフマン
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第９８２号
兵庫県西宮市生瀬高台４－８、商業登記簿上の本店所在地大阪市都島区高倉町２丁目７番20号
破産者　株式会社大東石材工芸社
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第９８６号
兵庫県芦屋市船戸町４丁目１―133ラポルテ内
破産者　株式会社ケーフォトサービス
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１９１号
岡山市北区中仙道２丁目24番５号
破産者　総合人材サービス株式会社
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５４号
徳島市東新町２丁目17番地
破産者　有限会社彩装
1　決定年月日　平成22年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６０号
福島県会津若松市橋本１丁目２番６号
破産者　株式会社小松鉄工所
1　決定年月日　平成22年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２０年（フ）第１６号
茨城県守谷市百合ヶ丘３丁目2808番地の３
破産者　太隆建設株式会社
1　決定年月日　平成22年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第２５６３号
横浜市都筑区大丸８番10号サンモール中山201号
破産者　有限会社アート技研
1　決定年月日　平成22年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３７２号
山梨県甲斐市下今井2587番地２
破産者　有限会社山本製作所
1　決定年月日　平成22年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５６４号
和歌山市湊445番地の１
破産者　有限会社郁和システム
1　決定年月日　平成22年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第５８３号
和歌山県海南市小野田501番地の３
破産者　有限会社北口建設
1　決定年月日　平成22年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第５９１号
和歌山県海南市日方1271番地14
破産者　阪和都市開発株式会社
1　決定年月日　平成22年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第１１８号
熊本県八代市横手町1637番地５
破産者　矢取喜代子
1　決定年月日　平成22年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所八代支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第３７号
大分県日田市天瀬町桜竹477番地20
破産者　小川　朝光
1　決定年月日　平成22年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部